

法令等の改正

1 療養費用算定基準細目（昭和63年9月1日付け消基発第305号）の一部改正

労働者災害補償保険における労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号）の一部が改正されたことに伴い、基金の療養に要する費用の算定基準を定めた療養費用算定基準細目の一部を次のとおり改正しました。

(1) 改正概要

① 診療に要する費用の算定基準について

- ア 外来管理加算の特例に、四肢以外の創傷処置（100cm²未満）を追加したこと。
- イ コンピューター断層撮影について、同一月に2回以上行われた場合であっても算定できる範囲を拡充したこと。
- ウ 術中透視装置使用加算について、対象部位に中手骨、手の種子骨、指骨（基節骨、中節骨、末節骨）、踵骨・足の舟状骨以外の足根骨を追加したこと。
- エ 職業復帰訪問指導料について、入院治療を伴わず通院療養を継続している者の期間を3か月以上から2か月以上に拡充したこと。
- オ 職場復帰支援・療養指導料
 - A 上記エと同様であること。
 - B 事業主等から助言を得て、医師が治療計画の再評価・変更を実施し、傷病者に対し、実施内容について説明を行った場合に、療養・就労両立支援加算として600点を加算して算定できるものとしたこと。
 - カ その他必要な字句の整理を行ったこと。

② 付添看護に要する費用の算定基準について

看護料の地域区分について、上記①のカと同様であること。

(2) 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準及び付添看護に要する費用の算定基準は、平成30年4月1日以降の診療及び付添看護に係るものから適用すること。